

参照条文（労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案関係）

◎労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三章の二 社会復帰促進等事業

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設定及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設定及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- ② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- ③ （略）

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

（職場意識改善助成金）

第二十八条 職場意識改善助成金は、次のいずれにも該当する中小事業主に対して、支給するものとする。

- 一 次のいずれにも該当する中小事業主であると都道府県労働局長が認定したものであること。
 - イ 労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善（以下「職場意識改善」という。）に積極的に取り組むこととしてしていること。
 - ロ 職場意識改善に係る(1)に掲げる実施体制の整備のための措置、(2)に掲げる職場意識改善のための措置及び(3)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。
- (1) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備並びにその中小事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個

々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(2) その中小事業主の雇用する労働者への当該計画の周知及び職場意識改善のための研修の実施

(3) 労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(i) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ii) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(iii) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置

二 前号ロに規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小事業主であること。

三 前二号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小事業主であること。